

郡山市は新婚世帯を応援しています！

郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金をご活用下さい



ターゲット 3.7

2026年7月24日

こども部

こども総務企画課

課長 阿部 義登

TEL：924-3808

SDGs ターゲット 3.7 「家族計画を含む健康サービスを全ての人が利用できる」

少子化対策の推進を図るため、経済的な理由により婚姻に踏み切れない男女に対し、婚姻に伴う新生活のスタートアップに係る費用について経済的支援を行います。

- 1 概要 婚姻に伴う新生活を支援するため、新婚世帯に住居費や引越費用を補助します。
- 2 対象世帯 次のすべてを満たす世帯
 - (1) 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻した。
 - (2) 令和7年（2025年）分の夫婦の所得の合計額 500 万円未満である。
 - (3) 夫婦双方の婚姻時の年齢が 39 歳以下である。
 - (4) 夫婦双方が今年度以下に掲げるいずれかを受けている。
 - 市が指定するライフデザイン等に関する WEB 講座
 - 医療機関でのプレコンセプション健診
 - 医療機関等での妊娠・出産に関する相談
 - (5) 夫婦の双方が郡山市に住民登録を有し、住民票の住所が申請の対象としている住宅の所在地となっている。
 - (6) その他、郡山市が定める要件を満たす。
- 3 補助金額 1 世帯あたり 30 万円まで
- 4 対象経費 婚姻に伴い支出した住居費及び引越費用
- 5 申請期間 令和9年3月31日まで
- 6 その他 予算がなくなり次第終了となりますので、ご希望の方はお早めに申請ください。

詳細は郡山市ウェブサイトをご覧ください

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/80/1339.html>





郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金

国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用しています。

結婚新生活にかかる住居費用等を支援します

令和8年4月1日～令和9年3月31日に支払った費用を1世帯につき**30万円**まで補助

対象費用

- ☐ 住宅の購入費（建物代のみ）
- ☐ 住宅のリフォーム費（外構工事等は除く）
- ☐ 賃料・共益費（最大6か月分まで）、敷金・礼金、仲介手数料等
- ☐ 引越費用（業者へ支払った費用）

申請期間

令和8年7月1日（水）～令和9年3月31日（水）

予算がなくなり次第、終了となりますので、ご希望の方はお早めに申請ください。

対象要件

- ☐ 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻した。
- ☐ ご夫婦の所得（令和7年分）が合わせて**500万円未満**（※）である。
- ☐ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が**39歳以下**である。
- ☐ ご夫婦ともに今年度以下に掲げるいずれかを受けている。
- ◎市が指定するライフデザイン等に関するWEB講座
（右記二次元コードからYouTubeで受講できます。）
- ◎医療機関でプレコンセプションケア健診
- ◎医療機関等での妊娠・出産に関する相談
- ☐ その他、郡山市が定める要件を満たすこと。

※所得は給与等の収入額（売上金額）から給与所得控除額（必要経費）を差し引いた額で、
奨学金を返済している世帯は、令和7年中の返済額を所得から控除します

WEB
講座は
こちら



<https://youtu.be/NHDXjzOyxmg>

申請から補助金交付までの流れ

※スムーズな申請のため、事前相談にご協力ください。

相談方法【問合せフォーム】【電話】【窓口】

web予約	申請書提出	受理・審査	通知書発送	補助金交付
				
窓口、郵送の場合 3日前までに市ウェブ サイトから、事前 相談や申請日時の予 約をしてください。	書類が全てご準備で きたら、窓口または 郵送で提出するか、 オンライン申請して ください。	書類の審査には1月 程度お時間をいた だきます。	提出書類に問題がな ければ、ご自宅へ交 付決定通知書が郵送 されます。	通知書発送後、おお むね1月以内にご指 定の口座へ振り込ま れます。

事前相談、問合せは

郡山市 こども総務企画課 こども企画係 まで

☎ 024-924-3801 〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号（西庁舎3階）

市ウェブサイトURL <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/80/1339.html>

詳細・予約・申請は
こちらから
24時間利用可能な
問合せフォームも



手続きが完了し使用しなくなったチラシは資源としてリサイクルしてください。